

高齢者施設の個人情報保護法対策

－法改正対応より基本ルールの徹底を－

施設に居ながら全職員が学べる動画セミナー

今すぐ抜粋版を試聴しよう！（抜粋版14分・本編36分）

●PC版 → <https://youtu.be/63We-xF-fuo> ●スマホ版 →



動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1ヶ月以上1ヶ月単位で設定
- 提供資料：セミナーテキスト
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体55,000円（税込）
介護事業法人44,000円（税込）
※配信期間2カ月以上は割増必要

動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付
申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

「高齢者施設の個人情報保護法対策」の概要

《1》個人情報保護法制定の背景

- ・なぜ個人情報保護法が制定されたのか？

《2》介護業界にとって個人情報保護法とは？

- ・介護福祉業界ではこんな漏洩事故が起きている

《3》個人情報保護法への対応

- ・個人情報保護法対応で守るべき2つのルール
- ・2022年施行改正個人情報保護法のポイント

《4》個人情報漏洩防止の具体策

- ・信頼を得られる個人情報漏洩防止のルール
- ・個人情報帳票管理のルール
- ・第三者との情報交換のルール
- ・個人情報廃棄のルール
- ・帳票やデータ以外の個人情報漏洩防止ルール

《5》個人情報漏洩事故発生時の対応

●2022年施行改正個人情報保護法のポイント

1. 個人の権利保護の拡充

- ・利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ・個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できる。
- ・6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。

2. 事業者の守るべき責務

- ・漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化(要配慮個人情報の漏えい、不正アクセス等による漏えいなど)。
- ・違法又は不当な行為を助長する等の不適切な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化。

3. データ活用

- ・氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ・提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られている等の確認を義務付ける。

4. 罰則の強化

- ・委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。

《4》個人情報漏洩防止の具体策

●利用者や家族の信頼を得られる個人情報漏洩防止のルール

個人情報帳票管理のルール

- 個人情報と帳票の機能を比較してルールを作る
- 過剰な管理ルールは業務の妨げとなり守られなくなる

第三者との情報交換のルール

- FAXやメールの誤送信防止のルールなど
- 日常業務の妨げとならない確実な方法で

情報の廃棄に関するルール

- 「〇年間保存の帳票」などの一斉廃棄のルールを決める。シュレッダー・焼却・溶解？
- 日常的な帳票廃棄のルールは？

帳票やデータ以外の個人情報漏洩防止ルール

- 日常業務における個人情報漏洩のリスクのルール
- ・面会簿の氏名・見学者の受け入れ・実習生の受け入れ・ボランティアの受け入れ・居室やベッドの名札
- ・イベントの写真掲示・ニュース(通信)の発行・電話での利用者に関する問い合わせ・職員同士の会話

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275